

令和7年度



長期低利の融資でトラック業界の近代化を

近代化基金融資申込公募要領

■この制度の目的■

この制度は、運輸事業振興助成交付金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化をはかるものです。

2025年4月



公益社団法人

大分県トラック協会

OITA TRUCKING ASSOCIATION

TEL 097 (558) 6311・FAX 097 (552) 1591

<http://www.ota.or.jp>

令和7年度近代化基金融資申込公募要領

1 一般融資

◆融資総枠

2億5千万円

◆公募期間

1期：2025年6月16日(月)～2025年7月31日(木)

2期：2025年11月4日(火)～2026年1月30日(金)

◆融資対象者

貨物自動車運送事業法第3条又は第35条による許可を受け、かつ大分県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者およびその共同体

◆融資対象事業

1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金

① トラック事業者が近代化・合理化のために設置する事務機器
(コンピュータ・ファクシミリ・複写機等の設置購入に要する資金を含む。)

② 設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

2. 福利厚生施設の整備に要する資金

3. 荷役機械・車両等の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金

※申込は上記の内いずれか1つとする。

※なお、購入をしたときは、自動車検査証の写し、支払いを証する書面の写し(領収書等)を添えて、すみやかに設備完成報告書を(公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)に提出すること。

※取得車両の登録については、2025年4月1日から2026年3月31日までに行うこと。

◆融資条件

(1)融資限度額

①個別企業体 2,000万円 ②共同体 5,000万円

※全日本トラック協会扱い

借入額が1億円以上の場合で、

①借入額の30%、上限5億円

②借入額の30%が5千万円未満の場合は5千万円

①及び②のいずれかにより申込みができる。

(2)貸出利率

取扱金融機関の所定利率による。

(3)償還期間

10年以内。但し、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数。(車両については5年以内)

(4)償還日

8日、18日、28日の中から申込人が選定して決める。

(5)据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内。

(6)担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。協会は債務保証をしない。

(7)再融資の制限

個別企業体、共同体とも再融資を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る。

◆ 利 子 補 給 率

1. この制度による融資については、基金運用益等により次の定めるとおり利子補給する。

共同体を対象とする場合	年率0.6%
個別企業体を対象とする場合	年率0.6%

2. 利子補給の制約

- ① 借入者が正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、協会の資格を失った時及び会員の義務を果たさない者等）は、利子補給を打ち切るものとする。
- ② この制度による融資を受けた者が正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分を返還するものとする。

◆ 取 扱 金 融 機 関

- (1) 商工組合中央金庫大分支店
(2) 商工組合中央金庫代理店信用組合
大分県信用組合本・支店

◆ 申 込 先

大分県トラック協会

◆ 申 込 方 法

所定の申込書により公募期間満了日までに到着するよう申込むこと。

◆ 審 査 期 間

- 1 期：2025年8月1日(金)～2025年8月8日(金)
2 期：2026年2月2日(月)～2026年2月6日(金)

◆ 融 資 推 せん 適 否
決 定 の 通 知

- 1 期：2025年8月12日(火)
2 期：2026年2月9日(月)

◆ 取 扱 金 融 機 関 あ て
借 入 申 込 期 限

2026年3月31日(火)

◆ そ の 他

この「公募要領」に定めのない事項は、大分県トラック協会制定の近代化基金運営要綱の定めるところによる。

2 環境対策融資

◆公募融資枠

3億5千万円

◆融資対象事業

1. ポスト新長期等規制適合車購入
 - (1) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)に定める排出基準に適合する事業用貨物自動車(ポスト新長期規制適合車の識別記号(別表1)による。)の購入。
 - (2) 平成28年排出ガス規制適合車とは「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

なお、購入をしたときは、自動車検査証の写し、支払いを証する書面の写し(領収書等)を添えて、すみやかに設備完成報告書を(公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)に提出すること。

※ 取得車両の登録については、2025年4月1日から2026年3月31日までにを行うこと。
2. 環境対応車購入

県ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車の購入。

なお、購入をしたときは、適合する自動車検査証の写し、支払いを証する書面の写し(領収書等)を添えて、すみやかに設備完成報告書を県ト協に提出すること。

※ 取得車両の登録については、2025年4月1日から2026年3月31日までにを行うこと。
3. 省エネ関連機器購入

県ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等の省エネ関連機器の購入。

なお、購入したときは、売買契約書の写し及び支払いを証する書面の写し(領収書等)を添えて、すみやかに設備完成報告書を県ト協に提出すること。

◆融資限度額

個別企業体 2,000万円

◆利子補給率

借入者	個別企業体
利子補給率	年率 0.6 %

◆その他

公募期間、融資対象者、取扱金融機関、申込先、申込方法、審査機関、融資推せん適否決定の通知、取扱金融機関あて借入申込期限、その他は、前記一般融資と同じ。

(別表1)

1. ポスト新長期等規制適合車の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

令和7年3月

1桁目			2桁目			3桁目		
排出ガス 規制年	低排出ガス 認定	識別 記号	燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成 又は適用状況)	識別 記号	用 途	重量条件等	識別 記号
平成21年 規制 *1	無	L	ガソリン LPG	有	A	貨物車	車両総重量が 1.7t 以下	E
	50	M		無	B		車両総重量が 1.7t 超、3.5t 以下	F
	75	R	軽油	有 (未達成又は不適用)	C		車両総重量が 3.5t 超	G
	10	Q		無 (未達成又は不適用)	D			
平成22年 規制 *2	無	S		有(達成)	J			
	10	T		無(達成)	K			
平成28年 規制	無	2		有(5%達成)	N			
				無(5%達成)	P			
平成30年 規制 *3	無	3		有(10%達成)	Q			
	25	4		無(10%達成)	R			
	50	5		有(15%達成)	S			
	75	6		無(15%達成)	T			
※1 ガソリン車(NOx触媒付直噴) 及びディーゼル車{乗用、軽量、中量 一部(2.5～3.5t)及び重量車一部 (12t～)}			CNG	有	E			
				無	F			
※2 ディーゼル車{中量一部(1.7- 2.5t)、及び重量車一部(3.5～12t)}			メタノール	有	G			
				無	H			
※3 中量車			LPG・電気	有	L			
			軽油・電気	有	M			
			その他	有	Y			
				無	Z			

2. 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1桁目		2桁目		3桁目	
識別記号		種類	燃料等の別	用途など	識別記号
Z		電気	電気	貨物	B
		燃料電池	水素(圧縮水素)		

申込み手続き等の手引き

◆ 申込書および添付書類

申込書および添付書類は様式が定められております。この用紙は協会に備えてあります。ホームページからもダウンロード可能です。記入方法がわからないときは、協会事務局にお問合わせ下さい。

◆ 図面・見積書など…

申込書には、土地購入の場合は公図と所在地案内図、建物の場合には平面図と所在地案内図と見積書、機械車両の場合には見積書を提出していただきますので早めに準備して下さい。

◆ 金融機関あて借入申込み

融資推せん決定通知を受けた方は同通知書写を添えて直ちに金融機関に借入申込みを行って下さい。申込用紙は金融機関で受領し、その指示により作成して下さい。

◆ 金融機関あて提出書類

金融機関に対する借入申込書類は、概ね次のとおりです。あらかじめ準備しておくことが肝要です。

- ①企業要項
- ②決算書（3期分）等
- ③収入実績内訳（月別実績、荷主別実績、部門別実績等）
- ④事業計画書
- ⑤収支予想（設備後1カ年分）
- ⑥担保・保証人調（不動産担保の場合は登記簿謄本添付）

◆ 利子補給金額および支払方法

利子補給金額は金融機関から通知される利子補給金予定表によります。この利子補給金は借入者の委任に基づき協会から金融機関に直接支払われます。

※ 設備完成報告

設備が完成（購入）したときは所定様式により速やかにその報告書を提出して下さい。

※ その他不明の点は…

お気軽に協会事務局にお尋ね下さい。

電話 097-558-6311